

○国土交通省告示第九十八号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項第二号の規定に基づき、同項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和三年二月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第三十七条第一項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者であつて、建設業法施行令第三十六条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当するもの、受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するもの又は次号イからハまでのいずれかに該当するもの

土木施工管理

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門（上下水道部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、と

